## 岡山大学海外渡航事務取扱要項

平成 1 6 年 4 月 1 日 学 長 裁 定 改正 平成 1 6 年 7 月 1 日 改正 平成 1 7 年 2 月 2 6 日 改正 平成 2 2 年 3 月 3 1 日 改正 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 改正 平成 3 0 年 9 月 1 日 改正 平成 3 1 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学(以下「本学」という。)における海外渡航事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外国出張)

- 第2条 職員の出張は、特別な事情がない限り、一般旅券によるものとする。 (公用旅券)
- 第3条 職員の公用旅券による出張は、次の各号にいずれかに該当し、かつ、特別な事情がある場合とする。
  - 一 各省庁の予算(補助金,交付金を除く。)より旅費の全額又は一部(往復交通費又は滞在費のうちいずれかの全額)の支給を受けて渡航する場合
  - 二 国連等の政府間機関より旅費の全額を支給され、かつ、文部科学省又は文化庁の推薦又は依頼を受けて渡航する場合(政府間機関の職員として赴任する場合を除く。)
  - 三 海外技術協力のため、政府派遣の専門家、調査団員又は青年海外協力隊員として渡 航する場合
  - 四 国連等の政府間機関が招集する国際会議に政府代表団の一員として出席する場合
  - 五 各省庁の公務の遂行を補助するため、当該省庁の所掌業務と直接関連のある用務を 行うため渡航する場合であって、文部科学省又は文化庁の推薦又は依頼を受けて渡 航する場合
  - 六 法人の業務(付帯業務以外)であって国立大学法人法(平成15年法律第112 号)第30条に基づき,文部科学大臣が定める「中期目標」に記載のある業務のため渡航する場合であり,かつ公用旅券によるものでなければ用務の遂行が困難である場合。
- 2 公用旅券を必要とする職員は、別表の発給請求に必要な書類を添えて、公用旅券の受領を希望する日の5週間前(査証を必要とする国が含まれている場合は6週間前)までに、国際部国際企画課へ提出すること。
- 3 公用旅券の変更等をする場合に必要な書類は別表のとおりとし、その手続は次の各号 に定めるとおりとする。
  - 一 渡航先の追加依頼をする場合は、既に発給された公用旅券とともに必要な書類を速 やかに提出すること。
  - 二 記載事項に変更を生じた場合は、当該公用旅券の返納とともに公用旅券の発給を新 たに依頼すること。
  - 三 公用旅券を紛失し、焼失し、又は損傷した場合は、速やかに再発給の依頼を行うこと。
  - 四 査証欄の増補の請求は、一回に限り認められ、それ以降は、当該公用旅券の返納とともに公用旅券の発給を新たに依頼すること。
- 4 使用済み等により効力を失い又は旅行を取りやめたことに伴い不要となった旅券は, 必ず渡航先,出発及び帰国の日を確認し,荷物の受領等必要な手続が終了次第,様式3 又は様式4の書類に添付し,返納するものとする。なお,旅券名義人が特に保存を希望

する場合には、その旨を申し出るものとする。

(外国出張経費)

- 第4条 外国出張のための経費は、次の各号に掲げるものとする。
  - 一 国立大学法人岡山大学職員旅費規程に基づき支給される経費
  - 二 国及び外国の政府関係機関が負担する経費
  - 三 国際機関が負担する経費
  - 四 大学等の教育研究機関が負担する経費
  - 五 公益法人その他の公共的機関が負担する経費

(教員の海外研修)

- 第5条 教員が、国立大学法人岡山大学職員の研修に関する規程(平成16年岡大規程第 18号)第8条の規定による研修を海外において行う場合の経費は、次の各号に掲げる ものとする。
  - 一 海外研修を行う本人が負担する経費
  - 二 外国の政府関係機関が負担する経費
  - 三 国際機関が負担する経費
  - 四 大学等の教育研究機関が負担する経費
  - 五 公益法人その他の公共的機関が負担する経費

(渡航の手続及び留意事項)

- 第6条 職員の海外渡航については、原則として、渡航者本人が岡山大学国際交流システムに登録する。
- 2 部局等の長は、所属職員が海外渡航(私事渡航を除く。)する場合は、渡航の目的、本務との関連性、渡航先、渡航の期間、経費の出所、不在中の職務補充、管理運用面の支障の有無等に加えて、渡航先での安全の確保について十分確認すること。
- 3 部局等の長は、職員の在外期間中に事故等が生じた場合は、その詳細を速やかに学長へ報告すること。

(渡航中の安全対策)

- 第7条 海外へ渡航(私事による渡航を含む。)する職員は事前に外務省海外旅行登録を 行い、渡航先の安全情報の収集や緊急時の連絡等の受け取りが可能となるよう努める。 (危険地域等への渡航)
- 第8条 北朝鮮への渡航については、1か月前までに部局等の長へ申し出ること。
- 2 外務省が退避又は渡航中止を勧告している地域への渡航を計画する場合は、1か月前までに部局等の長へ申し出ること。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、海外渡航事務に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

この要項は、平成16年7月1日から施行する。

この要項は、平成17年2月26日から施行する。

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成30年9月1日から施行する。 附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。